

胆振支庁・室蘭土木現業所 現地調査結果について

と き：平成20年8月26日

ところ：胆振支庁合同庁舎

○委員 浅水正、白石悟、森川潤一
・事務局 行政改革課 佐藤参事・中村主査

○調査先対応者
・胆振支庁 瀬戸副支庁長（概況説明のみ）
総務課 長屋主幹、農村振興課 岡課長・久本主幹、
水産課 黒島課長・河野係長、林務課 植松課長
（農政部事業調整課富岡主査）
・室蘭土木現業所 矢萩所長・古畑副所長（概況説明のみ）
工事契約課 加藤課長、治水課 管野課長、道路建設課 谷山課長
（建設部建設情報課田中主査）

○調査対象工事

胆振支庁	農村振興課所管	① 中山間（生産基盤）宇隆地区第31工区 ② 経営体育成厚南第2地区第5工区
	水産課所管	③ 胆振海域地区広域漁場（苫小牧）魚礁設置工事（特定） ④ 胆振海域地区広域漁場（新苫小牧）魚礁設置工事（特定）
	林務課所管	⑤ 晴海地区その2林地荒廃防止施設災害復旧工事 ⑥ 酒巻地区復旧治山工事
室蘭土木現業所所管	⑦ 虻田漁港特定漁港漁場整備工事3工区 ⑧ 虻田漁港特定漁港漁場整備工事（国債） ⑨ 虻田漁港特定漁港漁場整備工事5工区 ⑩ 鷺別海岸浸食対策工事 ⑪ 日高門別川（特対）改修工事 ⑫ 日高門別川改修工事2工区 ⑬ 平取門別線交付金B（改築）工事 ⑭ 3・4・311柏木通交付金B工事	

○指摘・指導等の主なもの
（胆振支庁関係分）

- ・ 特定 JV の対象工事については、「建設工事共同企業体運用基準」で大規模又は技術的難度が高い工事」と定められているものの、技術的難度を判定するための具体の判断基準は文書化されている必要がある（全般）。
- ・ 同一日の入札について、例えば、A社とB社で経常 JV を組んで一つ目の入札に参加するとともに、A社が今度はC社と経常 JV を組んで2つ目の入札に参加しているものがある。JV の組み合わせ方を幾つでも、自由にして良いとすると、敵同士になったり、味方同士になったりして、いわゆる談合や受注調整の機会に繋がる恐れが懸念（③④）。

（室蘭土木現業所関係）

- ・ 特定 JV の対象工事については、「建設工事共同企業体運用基準」で大規模又は技術的難度が高い工事」と定められているが、運用の仕方が曖昧であり、技術的難度を判定するための具体の判断基準が必要（全般）。
- ・ 特定 JV を活用する際の理由が不明瞭であり書類も残されていない。かつ意志決定の仕方も不明確、不透明（全般）。
- ・ 水中コンクリート関係の工事については、既に20年くらい前に確立した技術であり、なぜ特定 JV に限定したのか疑問（⑦）。
- ・ 特定 JV の対象工事については、「建設工事共同企業体運用基準」で予定価格の額を概ね3億円以上としているが、特定 JV のみによる入札については、同基準の中で「特に大規模」としている。特定 JV のみによる入札は、3億円程度のレベルではないはずなので、運用は厳格に行うべき（⑦）。
- ・ 「本工事の落札者は今後公告予定の「第一工区」及び「第二工区」に参加申請出来ない」としているが、企業自らが施工可能と考えるなら、入札に参加させるようにすべきであり、初めから土現が差配するのではなく、企業の主体的な判断に委ねるべき（⑩）。
- ・ 公募から入札参加申請書の受付まで一週間位しか期間が設けられておらず、企業にとってタイト過ぎる期間設定となっているので、見直すべき（⑪）。
- ・ 入札参加者要件を経常 JV に限定したこの案件は、入札参加企業が3社に過ぎなかった。単体企業による入札も認める等、入札参加者の拡大に向けた努力をすべき（⑭）。